

駐 車 場 管 理 規 程

制定	2020年	4月	1日
改定	2020年	9月	1日
改定	2021年	3月20日	
改定	2021年	7月15日	
改定	2023年	3月23日	

(名称)

第1条 駐車場の名称は、熊本空港駐車場（以下「駐車場」という。）とする。

(管理者)

第2条 駐車場の管理者は、熊本国際空港株式会社（所在地：熊本県上益城郡益城町大字小谷1802番地の2、以下「管理者」という。）とする。

(通則)

第3条 駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

(規程の遵守)

第4条 駐車場利用者（同乗者を含む。以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(供用時間)

第5条 駐車場の供用時間は、24時間とする。

(供用休止)

第6条 駐車場の供用は、次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部の供用を休止することがある。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃、消毒その他管理上必要があると認められる場合
- (4) 国土交通省当局より供用休止を命じられた場合
- (5) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(駐車車両の種類)

第7条 駐車場を利用できる自動車(以下「車両」という。)は、道路交通法第2条第1項第9号の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)及び第10号の原動機付自転車とし、積載物又は取付物を含めて次表のとおりとする。

駐車場	全長	全幅	全高
P1 平面	12.0m以下	2.5m以下	3.8m以下
P1 立駐	5.0m以下	1.9m以下	2.2m以下
P2、P3	5.0m以下	1.9m以下	2.5m以下

(駐車料金)

第8条 駐車料金は、別表のとおりとする。

(不正利用者に対する割増料金)

第9条 管理者は、利用者が所定の駐車料金を支払わないで出場し、又はしようとしたときは、所定の駐車料金のほかに、その2倍に相当する額の割増料金を収受することができる。

(駐車料金の免除)

第10条 管理者は、第6条の各号に該当する場合において駐車場の全部の供用を中止したときは、保管中の車両の利用者に対し、その期間の駐車料金を免除する。その他やむを得ない事情があると認められるときは、免除することができる。

(入場及び駐車位置)

第11条 利用者は、入場する際に駐車場入口において駐車券を受取り、駐車券は出場するまで携帯しなければならない。

- 2 利用者は、入場後駐車枠内又は管理者の指示した場所に駐車しなければならない。
- 3 管理者は、警備又は安全管理上必要な場合は、駐車位置を変更することができる。

(駐車拒否)

第12条 管理者は、駐車場が満車であるとき駐車受付を停止するほか、次の各号の一に該当する場合は、駐車を拒否し、又は駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場の施設若しくは器物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 他の車両及びその積載物若しくはその取付物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (3) 車両が引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき

- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは積載物から液汁を出しているもの、又は積載物をこぼすおそれのあるもの
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき

(駐車場内の通行)

第13条 利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに基づき、次の各号を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では、徐行運転をすること
- (2) 追越しをしないこと
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること
- (4) 標識の表示又は係員の指示に従うこと

(禁止行為)

第14条 利用者及びその関係者は、駐車場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物等をき損し、又は汚損すること
- (2) 喫煙又は火気(器)を使用すること
- (3) たばこの吸い殻、紙くず、空き缶等その他不潔な物を捨てること
- (4) 他の車両の通行及び駐車を妨げること
- (5) 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をすること
- (6) 駐車場内で宿泊すること
- (7) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること

(交通事故等の届出)

第15条 利用者は、次の場合にはその旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場において交通事故をひき起こしたとき
- (2) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくは、その取付物を滅失、き損又は汚損したとき
- (3) 駐車場内の車両、その車両の積載物若しくは取付物に異常を発見したとき

(出場)

第16条 利用者は、出場の際、駐車場出口の料金所に駐車券を返納し、所定の駐車料金を支払わなければならない。ただし、事前精算機利用の場合はその限りではない。

(出場拒否)

第17条 管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車した車両の出場を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当の理由なく駐車券を返納しないとき
- (2) 利用者が駐車料金の支払いをしないとき

(事故に対する措置)

第18条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(駐車券を紛失した場合の手続き)

第19条 利用者は、駐車券を紛失したときは、精算機に備え付けのインターフォンにより管理者に連絡のうえ指定された料金を支払う、又は精算機に備え付けの券紛失ボタンを押したうえで指定された料金を支払うものとする。

(駐車期間)

第20条 利用者は、連続して14日以上駐車することはできない。ただし、利用者が事前に書面をもって届け出、管理者がこれを承認した場合は、この限りでない。

(保管責任)

第21条 管理者は、利用者が駐車券を受取り入場した時から出場する時まで車両の保管責任を負うものとする。

(管理者の損害賠償)

第22条 管理者は、この駐車場に駐車中の車両の保管にあたり、その車両の滅失又は損傷について、損害賠償の責を負わないものとする。ただし、管理者が善良な管理者としての注意を怠った場合は除く。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第23条 管理者は、駐車場に駐車する車両内に残置された貴重品その他積載物又は取付物に関する損害について一切損害賠償の責を負わない。

(免責事由)

第24条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による人身事故・物損事故

- (2) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における人身事故・物損事故
- (3) 第三者による強盗、窃盗、傷害その他の犯罪行為により被った損害
- (4) 第6条又は第18条の規定による措置

(利用者の損害賠償)

第25条 利用者は、故意又は過失によりこの駐車場の諸設備又は他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者又は他の被害者に賠償しなければならない。

(引き取りの請求)

第26条 利用者が第20条に規定する期間を超えて駐車を続けた場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求できるものとする。

- 2. 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み、若しくは引き取ることが出来ない時、又は管理者の過失なくして利用者を確認できないときは、管理者は車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができるものとする。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3. 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができることとする。
- 4. 管理者は第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとする。

(車両の調査)

第27条 管理者は前条第1項の場合において利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、当該車両（車内を含む）を調査することができる。

(車両の移動)

第28条 管理者は、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者に通知、又は駐車場にて掲示する。その場合、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第29条 管理者は利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取る事ができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにも拘わらず、その期間内に引き取りがなされなかったとき、利用者は車両の処分について承諾したものとみなし、催告をした日から90日を経過した後、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他処分をすることができるものとする。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引き取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2. 管理者は前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対して通知し又は駐車場において掲示する。
3. 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車場料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるとき利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときは利用者へ返還するものとする。

(この規定に定めない事項)

第30条 この規定に定めない事項については、法令の規程に従って処理する。

附 則

この規程は、2023年3月23日から適用する。

(別表)

〈 駐 車 料 金 表 〉

(消費税を含む)

*多客期 年約80日 (GW・夏休み・年末年始・春休み等)

				通常期料金	多客期料金
普通車	通常料金	入場から	30分まで	無料	無料
			60分まで	100	100
			90分まで	200	200
			120分まで	300	300
		以降1時間毎		150	150
	最大料金 (24時間毎)	24時間毎～72時間まで		1,000	1,200
72時間超		1,000	1,200		
二輪車 (p1平面のみ)	通常料金	入場から	30分まで	無料	無料
			60分まで	50	50
			90分まで	100	100
			120分まで	150	150
		以降1時間毎		100	100
	最大料金 (24時間毎)	24時間毎～72時間まで		500	600
72時間超		500	600		

※障がい者割引・・・上記料金の50%

*大型車は普通料金を適用する